

練馬区における障害を理由とする差別に関する相談について

(平成 29 年 4 月から平成 29 年 10 月)

1 練馬区に寄せられた相談件数 19 件

(内訳) 相談窓口 (※) の件数 6 件

相談窓口以外での件数 13 件

※相談窓口：障害者施策推進課、総合福祉事務所、保健相談所

2 配慮に関する相談 19 件

(1) 施設・設備に関すること 10 件

- ・施設内の誰でもトイレを利用した方から、「トイレトペーパーが取りづらい位置にある」と申し出があった。ご要望として承り、トイレ改修工事を実施する際に提案することとした。
- ・車いすを利用している方から「園路が砂利敷きのため、移動しにくい」と申し出があった。園路を回る時は、スタッフが手を貸す、砂利敷きでない園路をご案内するなど、個別に対応した。
- ・障害者用駐車スペースについて、車止めの位置が後ろすぎて後方を確認しにくい、と申し出があり、車止めの位置を前方にずらした。

(2) 情報保障に関すること 5 件

- ・会議室の空き状況の問い合わせについて、電話と窓口だけでなくファックスの利用を認めてほしいと申し出があり、空き状況の確認および予約についてファックスの取り扱いを追加した。
- ・難聴の方から講座の申し込みがあった。本人の申し出に応じて講師の近くに座席を用意し、スピーカーを受講生の脇に設置する等の配慮を行った。
- ・会議に参加する方からの申し出に応じ、点字資料、拡大文字資料、触知図、わかりやすい資料の提供、手話通訳・要約筆記の手配等の配慮を行った。

- ・聴覚障害の方から、区外からの転入に伴う手続きについて、メールで相談したいと申し出があった。手続きについてメールでやり取りを行い、スムーズに手続きすることができた。

(3) 対応に関すること 3件

- ・「見た目で障害が分からないので、自分の能力以上にできると思われる。窓口で混乱してしまい手続きが完了できなかった」と相談があった。窓口で本人の意思を伝え、スムーズに手続きができるよう支援した。

(4) その他 1件

- ・お店の窓口で「障害者差別解消法ができたので、よろしく」と言ったが、法を知らなかった。法の周知を徹底してもらいたい、と相談があった。該当の店舗に連絡し、法の周知を説明し、適切な対応を求めた。